

焼津市地域クラブ活動推進事業について

焼津市教育委員会 教育部 学校教育課 きぼう

1 本市地域クラブ活動推進事業の進捗について

(1) 実施した取組

①令和5年度実施12種目（柔道、剣道、相撲、ニュースポーツ、海洋、水泳、トランポリン、レスリング、eスポーツ、陸上競技、ソフトテニス、卓球）の運営等について

- 部員募集と活動開始（3～5月） ※陸上競技、ソフトテニス、卓球は7月末以降に活動開始
 - ・各クラブの人数と所属中学校について **別紙1**
- 活動の様子を紹介する広報活動（リーフレット）：7月上旬発行予定 **別紙2**

②「地域クラブ活動在り方検討委員会」の開催（5/26）

- ・文化クラブの検討も視野に入れ、新たに文化振興課も委員として参加した。

○令和5年度実施種目の運営状況や課題について

○令和6年度より実施種目の決定

- ・団体種目のみの活動

↓

「野球」「サッカー」「バレーボール」「バスケットボール」「吹奏楽」

- ・地域クラブ活動化を希望する活動

↓

「クラシックバレエ」

○「令和6年度実施地域クラブ活動推進委員会」推進委員の人選

○各推進委員会に関する課題等の検討

③焼津市スポーツ協会総会、焼津市スポーツ少年団総会での情報提供（6/1、6/7）

○焼津市地域クラブ活動の事業内容周知

(2) 今後の計画 **別紙3**推進スケジュール

①「令和6年度実施地域クラブ活動推進委員会」（上記6種目）の開催

（8/22、各種目別部会は随時）

○全体会にて 焼津市の方針説明及び推進の具体紹介

○種目別部会にて 運営方法の検討

開設に向けての取組

- ・指導者、運営者の人選
- ・開設クラブ数の検討
- ・会場の検討
- ・募集案内の内容検討
- ・クラブ規約の作成 等

※今年度の推進委員会で準備が整わない場合は、次年度も継続して準備を行う。

②生徒向けアンケートの実施（6月末～7月中旬）

来年度開設を予定している種目のうち、学校部活動がある5種目「野球」「サッカー」「バレーボール」「バスケットボール」「吹奏楽」の部員（中1～2）に「来年度、地域クラブ活動が開設された場合に、参加したいか」を聞く。

結果は推進委員会の種目別部会に、検討資料として公表する。

③「令和5年度実施地域部活動推進委員会（報告会）」を開催予定（9/26）

- ・12種目の運営状況の確認と課題の共有

2 現在の課題

令和6年度の開設に向けて

- ・推進委員の人選
焼津市校長会及び焼津市スポーツ協会から推薦された委員に、事務局が個別に訪問等を行い、市の方針等を伝達。
- ・指導者、運営代表者の確保
 - ・・・各協会・連盟の協力、部活動外部指導者の協力、
(種目によっては) 広報やいづ及びホームページでの公募も視野に入れる
- ・活動場所の確保
 - ・・・受益者負担を減らすために学校施設の活用を第一に考える。
(各中学校と学校教育課で使用会場の調整を行う。)
 - 吹奏楽に関しては、開催場所(会場)に関する課題が多くある。
 - ・中学校では、施設開放時のセキュリティや楽器等の管理面、学校関係者の負担等
 - ・会場として小学校体育館の使用が可能かどうか調査を行う。
 - ・地域クラブ移行に伴う施設改修工事(スマートキー等)補助金の活用が可能かどうか。
 - ・公共施設では、使用料金の負担等
 - 市の体育施設・文化施設等を地域クラブ活動として中学生が使用する際に減免等の仕組みを整えることが可能かどうか。
- ・活動資金の確保(運営の基本は受益者負担)
 - ・・・持続可能な活動のために、指導謝礼の確保。
地域クラブ設立時の用具購入金については、補助金で対応を行う。
(開設1クラブにつき10万円。各クラブ1回限りの補助とする。)
 - 吹奏楽に関しては、楽器の確保と楽器運搬等について受益者負担が大きくなることが予想される。どのように運営資金を確保するかが課題となる。
→小学校に保管してある楽器が使用可能かどうか。可能な場合も、長期間使用していないため、修理等が必要だと考えられる。
- ・中体連の出場参加資格の緩和について
 - ・・・県中体連から示された令和5年度夏季大会参加基準は「クラブチーム及び地域クラブの参加を認めるが、従来の学校からの参加に比べて条件が厳しい」というものになっている。令和6年度以降の条件緩和に向けて、県中体連に本市取組についての情報提供等の働きかけを行う必要がある。
- ・平日の地域移行の考え方について
 - ・・・まずは「休日の地域移行」が優先であるが、先に地域クラブを開設した団体には、「平日の移行が(将来的に)可能かどうか」を確認し、体制づくりを進めていきたい。それに合わせて地域クラブ活動在り方検討委員会の推進計画についても検討・修正を行う。
※「平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられ、…」
R4.12 スポーツ庁、文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
- ・休日の学校体育館の利用について(19:00までの使用)
 - ・・・学校体育館使用の優先順として、全校一斉に、①学校行事②自治会等の地域行事、③地域クラブ活動④学校外での活動(少年団スポーツ等の)とし、学校施設を地域クラブ活動で利用しやすい体制を作る。